

島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者登録制度要綱

令和3年3月15日制定

(目的)

第1条 この制度は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、その危険性を判定する島根県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）が所属する事業者を派遣協力事業者（以下「事業者」という。）として登録し、より多くの判定士の迅速かつ効果的な判定活動参加を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地震被災建築物応急危険度判定
地震により被害を受けた建築物が余震等に対して引き続き安全に使用できるかどうかについて判定すること。
- 二 判定士
知事の認定を受け、地震被災建築物応急危険度判定を行う者。
- 三 事業者
知事の登録を受け、地震被災建築物応急危険度判定に参加する判定士の派遣に協力する者。

(事業者の登録)

第3条 知事は、次の各号のすべてに該当する者を事業者として登録することができる。

- 一 島根県内に所在地を有すること。
- 二 判定士が所属していること。
- 三 地震発生後、判定士の派遣に積極的に協力する意思があること。
- 四 所属する判定士に地震被災建築物応急危険度判定を無報酬で行う意思があること。

(登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、派遣協力事業者登録申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の書類を提出した者が、前条各号に掲げる要件に適合すると認められる場合は、事業者として登録し、島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者登録証（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。
- 4 前項の登録期間満了後、引き続き、事業者の登録を希望する場合は、有効期間満了の30日前までに派遣協力事業者登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(登録名簿)

第5条 知事は、前条第2項の登録を行った者を島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者登録名簿（様式第3号）に登載し、県のホームページで公開するものとする。

(変更の届出)

第6条 事業者は、登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに変更届（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の登録を抹消するものとする。

- 一 登録抹消届（様式第5号）により抹消の申出があった場合
- 二 特別な理由なく、判定士の派遣の要請に応えなかった場合

(事業者の役割及び責務)

第8条 事業者は、知事が「島根県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書（平成19

年2月7日)」により協定を締結する一般社団法人島根県建築士会(以下「建築士会」という。)より、判定士の派遣に係る要請があった場合は、所属する判定士が判定活動に参加できるよう業務調整を行い、迅速に派遣可能な判定士について建築士会に回答しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。